

(平成23年1月19日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	8 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	4 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 53 年 3 月及び 63 年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 1 月から同年 4 月まで
② 昭和 46 年 10 月から 51 年 2 月まで
③ 昭和 53 年 3 月
④ 昭和 63 年 3 月

申立期間①及び②の国民年金保険料は、母が A 市役所 B 支所で納付していたと聞いている。昭和 52 年に結婚してからは、申立期間③の国民年金保険料は、私が送付された納付書を使って銀行で、申立期間④の国民年金保険料は、私が納税組合を通じて家族の分と一緒に納付していたので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、A 市が作成した国民年金被保険者名簿及びオンライン記録にはいずれも、申立人は、昭和 53 年 3 月 8 日に国民年金に加入したことが記載されており、当該期間は未加入期間として処理されていることが確認できることから、国民年金保険料の納付書は発行されず、申立人は、当該期間の国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人は、当該期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人に代わって国民年金保険料の納付を行っていたとする申立人の母の記憶も定かではない。

さらに、申立人が、当該期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

一方、申立期間③については、1か月と短期間であるとともに、年金事務所では、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和53年6月に払い出されたとしており、この時点で、申立期間③の国民年金保険料は過年度納付が可能であるところ、申立人は、送付された納付書を使って銀行で納付したとしており、過年度保険料の納付方法と合致している。

また、A市によれば、申立人は、国民年金被保険者資格取得日と同日の昭和53年3月8日から平成7年3月2日まで国民健康保険に加入し、当該期間の国民健康保険税を納付していることが確認できる。

申立期間④については、1か月と短期間であるとともに、申立人は、それ以降の期間の国民年金保険料を全て納付している上、申立期間④の前後において、申立人の生活状況に大きな変化はうかがえない。

また、申立人は、納税組合を通じて家族の分と一緒に国民年金保険料を納付したと述べているところ、当時、申立人と同居していた申立人の元夫及びその父は、申立期間④を含む国民年金加入期間について、国民年金保険料を全て納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和53年3月及び63年3月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成13年4月から14年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年4月から14年3月まで

私の夫が、毎年市役所で夫婦の国民年金の申請免除の手続を行った。夫の申立期間の記録は申請免除となっているので、私の記録も訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫は、「毎年、市政だよりを見て市役所の窓口で申請免除の手続を行った。」と述べているところ、その内容は、当時のA市における申請免除の手続方法と一致しており、また、オンライン記録には、申立期間が未納であれば発行されているべき過年度納付書が発行された形跡はみられず、「申立期間についての未納の通知などを受け取った記憶は無い。」とする申立内容とも一致する。

また、申立人及びその夫については、申立期間の直前直後の期間の国民年金保険料も申請免除されており、申立期間中に住所の異動も無く、平成12年に申立人の夫が離職した後の経済的な環境に変化があった事情もうかがえないことから、申立期間だけが申請免除期間とされていないことは不自然である。

さらに、申立人及びその夫は、申立期間以外の国民年金加入期間について、納付済期間又は申請免除期間となっていることから、国民年金制度への理解も深く、国民年金保険料の納付意識も高いと考えられ、申立人の申立期間についてだけ申請免除を行わなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年10月20日から同年11月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（本社）における資格取得日に係る記録を同年10月20日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和51年1月29日から同年2月7日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（本社）における資格取得日に係る記録を同年1月29日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年10月20日から同年11月1日まで
② 昭和51年1月29日から同年2月7日まで
③ 昭和52年2月28日から55年9月頃まで

私は、昭和49年4月15日から55年9月頃までA社（本社）及び同社B支社に継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いので、申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人に係る雇用保険の加入記録により、申立人は、申立てに係る事業所に継続して勤務し（A社B支社から同社（本社）に異動）、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除され

ていたことが認められる。

なお、前述の雇用保険の加入記録により、申立人は、申立期間①において、A社（本社）に勤務していたと認められることから、申立人の同社（本社）における厚生年金保険被保険者資格取得日を同社B支社における資格喪失日と同日の昭和49年10月20日とすることが妥当である。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社（本社）における昭和49年11月の社会保険事務所（当時）の記録から、9万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、オンライン記録によれば、A社（本社）は、昭和52年3月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間②については、同僚の記憶から、申立人は、申立てに係る事業所に継続して勤務し（A社B支社から同社（本社）に異動）、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、前述の雇用保険の加入記録により、申立人は、昭和51年1月28日にA社B支社を離職しており、申立期間②において、同社（本社）に勤務していたと認められることから、申立人の同社（本社）における厚生年金保険被保険者資格取得日を同社B支社における資格喪失日と同日の同年1月29日とすることが妥当である。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社（本社）における昭和51年2月の社会保険事務所の記録から、9万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、厚生年金保険被保険者記録における資格取得日と前述の雇用保険の加入記録における資格取得日が同じ昭和51年2月7日となっており、社会保険事務所及び公共職業安定所の双方が誤って同じ資格取得日と記録したとは考え難いことから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年1月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間③については、前述の雇用保険の加入記録及び複数の同僚の記憶により、申立人は、当時、A社（本社）に継続して勤務していたことは認められる。

しかしながら、前述のとおり、A社（本社）は、昭和 52 年 3 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間③の大部分において、適用事業所でなかったことが確認できる。

また、複数の同僚は、申立期間③当時、「会社の経営が悪化したことにより、厚生年金保険から国民年金に切り替えた。」と述べているところ、オンライン記録によれば、申立人が記憶している同僚の資格喪失日は、申立人の資格喪失日と同日の昭和 52 年 2 月 28 日となっていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間③に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年7月及び6年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年7月
② 平成6年1月

平成5年7月と6年1月にそれぞれ会社を月の途中で退職し、次の仕事に就くまで半月ほどの期間が空いたことから、A市役所に問い合わせたところ、その月の国民年金保険料を納付しなければならないとのことであったので、同市の窓口で各申立期間の国民年金保険料を妻の分と一緒に納付した。その際、納付書の交付は受けなかった。

夫婦二人分を一緒に納付しているにもかかわらず、妻の分は納付した記録になっているのに、私の分は納付したことになっていないので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

平成9年1月に付番された申立人の基礎年金番号は、申立人が昭和58年に初めて厚生年金保険に加入した際の厚生年金保険手帳記号番号であるところ、申立人が所持する年金手帳、A市の国民年金保険料納付データ及び申立人に係るオンライン記録にはいずれも、申立人の国民年金被保険者の資格取得日は、平成14年3月21日と記載されており、申立期間は未加入期間として処理されていることが確認できることから、国民年金保険料の納付書は発行されず、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる上、申立期間の国民年金保険料が納付可能な国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、各申立期間の国民年金保険料を妻の分と一緒に現年度納付したと述べているところ、オンライン記録によれば、妻の申立期間の国民年金保険料は、平成6年8月29日に過年度納付されたことが確認できる。

さらに、申立人が、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 8 月から 57 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 8 月から 57 年 3 月まで

私の父はA社に勤務し、B共済組合に加入しており、共済掛金を納付していた。

申立期間当時、大学生だった私は、特定扶養親族として認定を受け、国民年金保険料の納付を免除されていた。

なお、この期間の特別措置として、父の掛金をもって、私の国民年金保険料は納付したものとみなされていたと理解しているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された記録は確認できず、申立期間当時、申立人が居住していたC県D市及びE市においても、申立人の国民年金の加入記録は確認できないことから、申立期間は未加入期間であり、国民年金保険料の納付書は発行されず、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、「大学生だった私は、特定扶養親族として認定を受け、国民年金保険料の納付を免除されていた。特別措置として、父の掛金をもって、私の国民年金保険料は納付したものとみなされていたと理解している。」と述べているところ、「特定扶養親族」とは所得税法上の規定であり、国民年金保険料の免除とは無関係である上、B共済組合でも、申立人が述べているように、掛金をもって加入員の親族の国民年金保険料を納付したものとみなす制度は存在しないとしている。

さらに、申立人が、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年

金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 6 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 6 月から 51 年 3 月まで

私の国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付は、母が行っていた。母の申立期間の国民年金保険料は納付した記録となっていることから、私の分も納付されているはずなので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人と連続して国民年金手帳記号番号を払い出されている任意加入者の資格取得日から、昭和 51 年 4 月以降に払い出されたものと推認できることから、申立期間は払出前の期間であり、ほとんどの国民年金保険料は過年度納付することとなるところ、申立人の国民年金手帳記号番号の前後合わせて 40 人のうち、申立人と同様、当該払出日以前に納付可能な期間がある 16 人は、いずれも過年度納付しておらず、同年 4 月以降の国民年金保険料のみを納付していることから、申立期間当時、過年度納付についての教示又は勧奨は行われなかったものと考えられる上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人に代わって国民年金保険料の納付を行っていたとする申立人の母の記憶も定かではない。

さらに、申立人が、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成17年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年4月

私は、平成17年6月又は同年7月頃にA市役所B支所で申立期間の国民年金保険料を納付したので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成17年6月又は同年7月頃にA市役所B支所で申立期間の国民年金保険料を納付したと述べているところ、同市では、申立期間当時、同支所の窓口で国民年金保険料を納付することはできなかつた上、同支所の庁舎内にも国民年金保険料の納付が可能な金融機関は無かつたとしている。

また、申立人が、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 12 月 1 日から 30 年 4 月 1 日まで
② 昭和 30 年 12 月 1 日から 31 年 4 月 1 日まで
③ 昭和 31 年 12 月 1 日から 32 年 4 月 1 日まで
④ 昭和 32 年 12 月 1 日から 33 年 4 月 1 日まで
⑤ 昭和 33 年 12 月 1 日から 34 年 4 月 1 日まで
⑥ 昭和 34 年 12 月 1 日から 35 年 4 月 1 日まで
⑦ 昭和 35 年 12 月 1 日から 36 年 4 月 1 日まで

私は、申立期間当時、A社に季節労働者として住み込みで勤務し、健康保険被保険者証を職場から受け取った記憶があるため、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人と常に一緒に勤務したとする同僚（死亡）の妻の記憶及び申立期間④及び⑤にA社周辺で撮影された申立人から提出された写真により、申立人は、当時、同社に勤務していたことは推認できる上、申立期間⑦については、申立人に係る戸籍の附票に記載された住所により、同社に住み込みで勤務していたことが確認できる。

しかしながら、適用事業所名簿によれば、A社は、昭和 30 年 6 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①には適用事業所でなかったことが確認できる。

また、オンライン記録によれば、前述の同僚についても、申立期間の厚生年金保険被保険者記録は見当たらないところ、当該同僚の妻は、「当時、夫が健康保険及び厚生年金保険に加入していたかどうかは分からない。」と述べている。

さらに、申立人は、「自分と同じ仕事に従事していた同僚は、全て死亡した。」と述べており、A社の事業主及び事務職の同僚に照会しても、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び回答を得ることはできなかつた上、オンライン記録によれば、申立人が自身と同じ勤務形態で勤務していたとする同郷の同僚についても、申立期間の厚生年金保険被保険者記録は見当たらず、申立人と同じ昭和 36 年 12 月 1 日に被保険者資格を取得したことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 2 月頃から 40 年 2 月 1 日まで

私は、申立期間にはA社（現在は、B社）に勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和 40 年 2 月 1 日になっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された社員名簿により、申立人は、当時、A社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、複数の同僚は、「申立期間当時、A社では5か月から10か月の見習期間があった。」と述べており、当該同僚の厚生年金保険被保険者資格取得日は、それぞれが記憶する入社時期の5か月から10か月程度後となっている。

また、A社の当時の事業主及びB社の事業主に照会しても、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び回答を得ることはできなかった。

さらに、申立期間に係る厚生年金保険料の控除についての申立人の記憶は定かではなく、このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 11 月 30 日から 53 年 5 月 2 日まで
② 昭和 53 年 5 月 2 日から 55 年 10 月 1 日まで

申立期間①のA社は、私が設立して代表取締役社長に就任した事業所だが、厚生年金保険の加入記録が無い。社長の私だけが厚生年金保険に加入していないことは納得できない。

また、B社は、私が昭和 53 年 5 月 2 日に設立したが、厚生年金保険被保険者資格取得日が 55 年 10 月 1 日になっており、申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無いことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、同僚の記憶から、申立人は、当時、A社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社に係る事業所別被保険者名簿によれば、同社は、昭和 50 年 9 月 26 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間①には適用事業所でなかったことが確認できる。

申立期間②については、同僚の記憶から、申立人は、当時、B社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B社に係る事業所別被保険者名簿によれば、同社は、昭和 55 年 10 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間②には適用事業所でなかったことが確認できる。

また、B社の元経理担当者は、「申立人を昭和 55 年 10 月 1 日付けで厚生年金保険に加入させる手続を、社会保険労務士事務所を通じて行ったと記憶している。」旨を述べている。

さらに、オンライン記録によれば、申立人は、申立期間②のうち昭和 54 年

4月から55年9月までの国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、A社及びB社に係る商業登記簿謄本によれば、申立人は、両社の代表取締役であることが確認できることから、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第1項ただし書の規定により、「当該事業主が当該義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められ、仮に、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることができたとしても、申立期間については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 4 月 1 日から 51 年 4 月 1 日まで

私は、昭和 50 年 4 月 1 日から 51 年 3 月 31 日まで A 社（現在は、B 社）に非常勤として勤務していたが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いことに納得できないので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された履歴書及び A 社に係る辞令書により、申立人は、申立期間において、非常勤として同社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、オンライン記録によれば、A 社は、昭和 51 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間には適用事業所でなかったことが確認できる上、申立人と同じ非常勤として同社に勤務していた同僚は、申立期間において国民年金保険料を納付していることが確認できる。

また、「非常勤の社会保険等加入の取扱いについて」（昭和 52 年 3 月 8 日付け A 社課長通知）には、「昭和 51 年度より 1 年間の雇用期間のある者に限って加入させることとした。」と記載されており、A 社では、申立期間当時、非常勤は厚生年金保険被保険者となることができなかつたとしている。

なお、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立期間において、健康保険の整理番号に欠番は無く、申立人の被保険者原票も確認できない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。